



許 可 証

事業者の住所 上伊那郡南箕輪村8362番地4  
氏 名 株式会社ハクトータルサービス  
代表取締役 白鳥 頼利

令和3年6月11日付け申請（更新）のあった、一般廃棄物処分量を次のとおり許可する。

令和3年7月1日

伊那市長 白鳥 孝



- 1 廃棄物の種類 一般廃棄物（廃乾電池類・廃蛍光管類、不燃物）
- 2 許可の期間 令和3年6月16日から令和5年6月15日まで
- 3 取扱区域 (1) 伊那市内  
(2) 伊那市外の発生物にあつては事前協議において承認されたものに限る。
- 4 その他 処分量については  
破 砕（廃乾電池類、不燃物）  
破 砕（固式兼用）（廃蛍光管類）  
圧 縮（不燃物）
- 5 条 件
  - (1) 取り扱う廃棄物の種類及び処分方法については、提出のあった作業計画または、事業計画に基づくものであること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係の法律、諸条例を遵守すること。
  - (3) 移動式破砕施設（固定式兼用）の移動による処理は、排出現場内においてのみ行うこと。
  - (4) 収集及び運搬に使用する車両には、両側面及び背面に許可を受けた事業者名を明記すること（文字の大きさは一辺の長さを10cm以上とする）。
  - (5) 処理施設周辺の公害対策には充分配慮すること。
  - (6) 悪臭、騒音、振動等の公害に関する苦情があつた場合は、施設の使用を中止し、対策を講じた後、近隣住民に対する説明を実施の上、市へ報告し、承認の後再開すること。
  - (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条4項の規定により、前回許可の満了日令和3年6月15日の翌日からを許可期間とする。